

## 相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営について必要な事項を定める。

(議長等の責務)

第2条 会議の議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的な会議運営に努めなければならない。

2 協議会の委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。

2 前項ただし書の規定による表決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、会議の一部又は全部を傍聴させないことができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしてはならない。

2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要があると認めた事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。

2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他会長の定める方法により行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。